

北監第35号  
令和7年10月14日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

財政援助団体等監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

## 別 紙

# 実 施 計 画 書

## 種 別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 浩 孝

## 対象事項及び範囲

各所管の補助団体の活動状況と補助金等の支出について

- ・総務危機管理課所管 自治会関係、防災関係
- ・政策財政課所管 商工会のビジネスセンター（サテライトオフィス）
- ・清流フェス負担金について

## 実施期間

令和7年12月5日（金）9時30分から

## 実施場所

北方町役場 庁舎3階 委員会室

## 基本方針・着眼点

- ・補助金等が目的にしたがって事業効果をあげているか
- ・当該団体に対する指導監督は適切に行われているか
- ・事業・精算報告等提出書類は適切か

## 提出資料

町から各団体に支出したことが把握できる一覧表…①

各補助金等の申請書、事業及び支出計画、実績報告書…②

関係諸帳簿、その他…③

※①及び②の各補助金等の実績報告書一式の写し、その他説明に必要な資料は各3部、②の実績報告書以外と③は当日持ち込みで可（監査委員から要望があったときにお示しください）

※令和6年度分と令和7年度分（11月まで）の準備をお願いします。

出席依頼者氏名 担当課長、担当者

北監第40号  
令和7年12月17日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

## 結 果 報 告 書

### 種 別

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 浩 孝

### 対象事項及び範囲

各所管の補助団体の活動状況と補助金等の支出について

- ・ 総務危機管理課所管 自治会関係、防災関係
- ・ 政策財政課所管 商工会のビジネスセンター（サテライトオフィス）
- ・ 清流フェス負担金について

### 実施期間

令和 7 年 12 月 5 日

### 実施場所

北方町役場 庁舎 3 階 委員会室及び商工会のビジネスセンター内

### 監査の結果

上記対象事項について、担当職員から説明を聞き関係書類の提出を求めて監査した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、意見の内容については以下の監査意見書に記述する。

# 監査意見書

北方町監査委員 横山 治

北方町監査委員 安藤 浩孝

令和7年12月5日に、地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査の結果報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

## 意見

### ・自治会関係、防災関係

各年度ごとに各自治会の公民館会所改修や備品購入等に対して地域公民館等建設補助金が出されているが、各年度ごと実施される内容によって増減があるようではあるが、事前相談を受ける等して対応することにより予算の確保に努め、金額の補助金の要綱に沿って審査され実施されているとのこと、引き続き領収書等の添付資料に内容と差異がないか確認に努めていただきたい。

令和5年度から減災や地域防災力向上のための活動が期待される防災士の資格を取得された方に防災士資格取得支援事業補助金を実施しているということだが、今後、さらに資格取得者が増えていけば地域防災等に有能な人材として活躍していただけ、意見交換会等開催するなど取組もできると考えるので、HPや広報等で周知をしていただき資格取得者増加に努めていただきたい。

### ・商工会のビジネスセンター（サテライトオフィス）

当初予算で1億2,000万円、国の補助が5,853万円、町の補助が3,200万円、自己資金が3,000万円で建設された商工会のビジネスセンターであるが、そのサテライトオフィスについて利用してもらえるのか心配であったが、令和8年3月まで満室という説明があり活用してもらっていることは大変良いことである。企業の利用の仕方によっては法人町民税の対象になる場合もあるので契約内容など調査し、法律に照らし合わせて適時対応していただきたい。

最近は、若い人でSNS等を利用したり、美容関係で自宅で起業する女性も多いようなので、そういう方の支援もしていただけとよい。

- ・K I T A G A T A 清流フェス実行委員会

運営費となる協賛金とふるさと納税と一般寄附について、各々の件数や金額について、ふるさと納税と一般寄附は町に入金され補助金の財源となり、協賛金は実行委員会の通帳に入金され管理される等の説明があった。また、協賛金とキッチンカーや飲食テントの出展料などが各々の通帳で入金管理され、適正に支払に充てられて金銭管理されていることを確認できた。

アーティストの出演料については、アーティストの代表者や事務所に出演料として支払い、実行委員会の方で源泉しているわけではないということであった。通帳を分けて金銭管理する等されており問題ないと考える。